

「令和2年度みえ食のイノベーション創出プラットフォーム構築業務委託」

業務仕様書

1 目 的

三重県（以下「県」という）では、多様な主体の連携による農林水産資源の高付加価値化や新たな価値の創出、三重ブランドの認定、食育や地産地消の推進など、様々な取組を進めることで「持続可能なもうかる農林水産業」の実現をめざしているところである。

これらの取組を一層推進していくためには、それぞれの情報を広く発信することが求められる。そのため、それらの情報を集約し、生産者やバイヤー等関係者にとってわかりやすいウェブサイトを作成する。

また、当該ウェブサイトでは、新型コロナウイルスの影響でオンライン会議が広がり、日常となりつつあることをとらえ、オンライン上で行うバイヤーと生産者のマッチング及び新たなイノベーションを生み出すための事業者同士の交流の場を整備する。

さらに、県産食材を紹介したカタログをオンライン上で閲覧できる仕組みを整え、県産農林水産物の新たな販路拡大をめざす「みえ食のイノベーション創出プラットフォーム」を構築することを目的とする。

2 業務委託期間

契約日から令和3年3月31日（水）まで

サイトの運用開始は令和2年11月を予定

ただし、本委託で制作するオンラインシステムについては、できるだけ早く使用したいため、10月頃から段階的に使用可能とするなどの全体スケジュールを示すこと。

3 業務内容

(1) フードイノベーション課ウェブサイト構築

ア ウェブサイト全体の機能要件

(ア) サイトの中に、一般閲覧可能ページと、ログイン ID とパスワード（利用者共通でも可）による認証が必要なバイヤー専用ページを設けること。

(イ) バイヤー専用ページには、県によって随時編集可能なデジタル食材カタログを整備すること。

(ウ) サイトトップページには、新着情報やトピックスが分かりやすく掲載されるデザインとし、必要な情報を SNS 等で希望者に通知する機能を設けること。

(エ) 別紙1「サイト構成イメージ図（仮案）」のとおり、重要コンテンツについてはカテゴリ化し、県ホームページの内容をベースとした情報を入手しやすいデザインとすること。

(オ) 現在、「三重ブランド」のサイト (<https://www.miebrand.jp/>) で公開しているコンテンツを、本サイトに移行すること。なお、移行後のサイトの構成、デザインについては見やすいものとなるよう提案すること。

(カ) 各ページはスマートデバイス対応のページとすること。

(キ) SEO対策を念頭に入れたサイトとすること。

(ク) サイトの活用状況が解析できる機能をつけること。

(ケ) リンクシェア機能をつけること。

イ デジタル食材カタログの機能要件

(ア) 約500商品を掲載し、商品のカテゴリ化、キーワード検索、ソート機能

を掲載すること。なお、掲載情報は、契約後別途協議を行い決定する。

- (イ) 掲載内容はFCP商談会シートをベースとし、PDF形式等のファイルデータとして出力できるようにすること。
- (ウ) 個別食材の掲載ページには、動画の挿入や関連リンクの貼り付けができるようにすること。
- (エ) 商談に関する企業秘密情報画面はパスワードによるログイン機能を付加すること。
- (オ) 個別掲載ページを閲覧すると、同一事業者の取扱商品がまとめて表示されるなど効果的に情報発信できる仕組みとすること。
- (カ) 掲載内容の修正や掲載商品の追加は、県が随時簡単に行えるものとする。
- (キ) 動画掲載の際は、生産者等が携帯電話等で撮影した動画を使用して県が簡単にアップできるものとする。
- (ク) 県が内容修正や追加作業を行うためのマニュアルを作成すること。
- (ケ) 新規申請登録フォームを設置すること。

(2) オンライン交流システムの提案

- ア みえフードイノベーションネットワーク会員（約1,000名）のみが使用可能な、クラウドサービスによるオンライン会議システムを利用した交流が実施できる仕組み（オンライン交流システム）を提案すること。
- イ 当該システムは、上記（1）のウェブサイト内に会員専用ページとして構築することも可とする。
- ウ 個別商談会や交流会を想定した小規模人数（数名）から講演会を想定した大規模人数（200人程度）までの利用に対応できるものとする。
- エ 管理者による発言者の切り替えや制限が可能なものとする。
- オ 上記オンライン交流会は、管理者が開催スケジュールを設定し、回数制限や時間制限なしに、開催できるものとする。
- カ 会員相互の円滑な情報交換ができる仕組みとして、SNSを利用したグループチャットなどを同時に複数作成し、スムーズにやり取りできる仕組みを有すること。
- キ 交流後、個別にもやり取りができるよう、相互に所属や連絡先の交換ができる機能を有すること。
- ク オンライン上で開催される講演会や研修会の内容を録画する機能を有し、バックナンバーとして随時掲載、閲覧可能なものとする。
- ケ 新商品開発に向けた意見交換やバイヤーによるニーズ提案、生産者による商品発表会等の周知が可能なコンタクトボード機能を付加すること。
- コ 交流システムを利用するにあたっての規約を作成すること。

(3) SNSとの連携

- ア ウェブサイトと連動させたSNSアカウントを作成すること。
- イ それらのツールを活用したプロモーションの手法を工夫すること。
- ウ 内容に合わせ、情報発信先を管理者が選択できる仕組みとすること。
- エ 各SNSアカウントの操作手順マニュアルを作成すること。

(4) プロモーション動画作成

- ア 県産品（3品目程度）のプロモーション動画（約1分半）を作成すること。
- イ プロモーション動画作成に併せ、デジタル食材カタログ用のサンプル動画を作成

すること。

(5) サーバ構築・管理運営

ア サーバ

受託事業者がサーバを調達すること。

なお、アクセスの負荷、セキュリティを考慮して、日本国内のデータセンターに設置し、信頼度の高いサーバとすることとし、レンタルでも可能とする。

イ 管理運営

障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、その結果をもとに、継続的に管理運営方法の改善を行うなど、ウェブサイトの安定稼働に努めること。

ウ 管理更新

コンテンツの更新は、CMSを導入し、県のパソコンからインターネットを通じてできるようにすること。

その際に、CMS管理更新画面にアクセスできないように、必要なアクセス制限を行うこと。

なお、CMSを導入するページについては、契約後、別途協議を行い決定する。

エ 自動表示機能

(ア) 特定のコンテンツを作成・編集した際に、その内容を総合トップページ等の新着情報・トピックス欄に自動的に表示させる機能を有すること。

(イ) 新着情報・トピックスへの掲載はそれぞれ掲載期間の設定が可能であること。

(ウ) 新着情報・トピックスへの自動掲載時にタイトルとともに「ジャンル」「日付」などの付加的な情報の表示の設定が可能であること。また、「日付」は任意で指定できること。

(エ) 新着情報・トピックスへの自動掲載時に、自動的にリンクを設定できること。

(オ) 新着情報・トピックスに掲載する場合、任意の件数だけを表示させる機能を有すること。

オ 自動配信機能

(ア) スマートデバイスに対応したページを自動生成する機能を有すること。

(イ) 作成・編集したコンテンツの公開期間を「年」、「月」、「日」、「時」、「分」のレベルごとに設定することが可能であること。

(ウ) 更新の履歴を管理できること。

カ セキュリティ機能

(ア) 作成するウェブサイトは、すべての情報に対する暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じること。

(イ) ログイン時に使用するパスワードは暗号化を行うこと。

(ウ) ログインIDによる表示制限または機能制限ができること。

(エ) ユーザの操作履歴を管理していること。

(オ) 更新中のコンテンツを他のユーザが更新できないような排他機能を有すること。

(6) 業務全般にかかる共通要件

ア 業務管理要件

本業務の体制に関する要件は以下のとおり。

(ア) 受託者は、本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む）を確保して

いること。

- (イ) 作業について十分な知識を有するものが責任ある立場で業務にあたること。
- (ウ) 作業に従事する者は、県と十分な協力が図れる体制とすること。

イ 業務管理等

本業務に関する要件は以下のとおり。

- (ア) 受託事業者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成のうえ、県に提出し、承認を受けたうえで業務に取り掛かること。
- (イ) 原則として、県と合意した業務計画書に従って作業を実施すること。
- (ウ) 業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合、県と協議し、承認を得ること。
- (エ) 必要に応じて適宜ミーティング等を実施し、報告及び作業内容の説明・協議を行うこと。
- (オ) 全ての作業において、県が提供した個人情報を含む業務上の情報は、細心の注意をもって管理し、第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

ウ コンテンツ追加作成の費用見積方法

運用開始後において、コンテンツを追加作成する場合の費用見積方法（コンテンツの種類ごとの単価表、SE単価、工数積算など）を提出すること。

(7) 生産者向け研修会の実施

会員向けページ利用対象者に対し、操作研修会を実施すること。

なお、会場の確保及び参加者の募集は県が行い、研修に要するタブレットのレンタル費用は県が別途負担するものとする。

ア 実施回数

北勢・中勢・南勢・伊賀・東紀州の各地域で1回以上実施すること。

イ 実施内容

スマートフォンやタブレットを所持していない者でも始めてみようと思える内容のものとする。

- (ア) 一般閲覧ページから会員専用ページへのアクセス方法
- (イ) オンライン交流体験

4 委託業務の納品物件

(1) 納品物

- ア ウェブサイトデータ
- イ 設計書
- ウ コンテンツ内容の全打ち出し（カラー）
- エ その他県が指示するもの

(2) ドキュメント

受託事業者は以下のドキュメントを指定された期日までに、県に納品すること。

納品方法は、電子媒体と紙面での納品を各1部とする。

なお、電子媒体のファイル形式については、県と事前に協議を行い、決定すること。

ア 業務計画書

業務計画書の内容は以下のとおりとする。

- (ア) 業務スケジュール
- (イ) 業務遂行体制・業務従事者名簿

(ウ) 納入予定物品一覧

イ 報告書

受託事業者は成果を示すドキュメントを作成すること。

(ア) 会議・打ち合わせ議事録・・・会議終了後提出

(イ) 業務完了報告書・・・令和3年3月19日（金）までに提出すること。ただし、サーバの管理運営に係る業務については、令和3年3月31日（水）に提出すること。

5 通則

(1) 受託事業者は、本業務を実施するにあたり、県に業務計画書（様式任意）及びページレイアウト図（様式任意）を提出し、詳細に協議を行い作業を進めるものとする。

(2) 受託事業者は、本業務の趣旨を理解したうえで、作業を進めること。

6 動作保障

以下に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 管理者環境

管理者画面等については県の利用環境として、Windows10 及び Internet Explorer11での動作確認を行うこと。

(2) 一般利用者環境

ア 特定のブラウザに依存がなく、特に Microsoft Edge、Safari、Chrome、Firefox 等での利用を可能とすること。

イ 言語設定を除き、利用者側の各種 OS に依存しないこととし、特に Windows8/10 及び Internet Explorer10 以上、iOS 6 以上、Mac OS X、Android 4 以上での動作確認を行うこと。

ウ スマートフォンやタブレット端末については、レスポンシブルデザインとし、iPhone/iPad、Android の一般的な端末機で表示できるよう動作確認を行うこと。

7 セキュリティ対策

受託事業者は、本業務委託の実施にあたり、適切なセキュリティ対策を講じること。特に、構築するサイトについて、不正アクセス等を防止するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行うこと。

また、サイトの運用にあたっては、別紙2「特記仕様書」を遵守すること。

なお、構築作業を実施するため端末機や外部媒体を作業場所に持ち込み使用する場合は、ウイルス対策を万全にし、接続前に必ず県の了解を得たうえで作業を行うこと。使用した機器を持ち出し、再度接続する場合も同様とする。

8 一般的損害

(1) 業務完了後、1年以内に受託事業者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託事業者の負担とする。

(2) 障害対応を実施した場合において、受託事業者は県が指定する期日までに、障害が生じた具体的内容、原因、実施した対処措置等を取りまとめた報告書を提出すること。

9 機密保持

(1) 本業務においては、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティーポリ

シー)を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県に報告を行い、指示のもと速やかに対応すること。
なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。

- (2) 業務遂行上知り得た個人情報及び三重県の機密事項については、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

10 検査

- (1) 契約期間満了後、業務完了報告書を提出すること。
- (2) 構築検査日時については、本稼働前に別途指示する日時とし、納入期限までに指示する物品を納入すること。
- (3) 安定稼働期間において納入物品の内容を精査するため、受託事業者は内容に関する質問対応及び納入物品の不具合に対し速やかに対応すること。

11 サポート

- (1) システムの円滑な運用を確保するため、運用マニュアル・各種手順等を用いて県職員に対して操作方法の説明を行うこと。
- (2) 納品後、契約期間終了までの間に不具合が発生した場合は、迅速に対応を行うこと。
- (3) 契約期間内において、サーバOSに適用するセキュリティパッチ等について、適用した場合の影響を確認すること。不具合が発生する場合は適用までに速やかに連絡し、対応について協議すること。

12 緊急時業務の体制

アプリケーションに障害が発生（不正なアクセスやシステムへの攻撃、ウイルス等による障害の発生を含む。）した場合には、障害箇所の切り分け作業、影響範囲の調査、即時対応、根本対応を行うこと。

平日8時30分～17時15分に発生した場合には、速やかに対応を行うこと。

それ以外の日時（年末年始（12月29日～1月3日）を含む。）については、翌営業日の対応を基本とするが、システム運営に重大な影響を及ぼすと見込まれるときは、速やかに対応を行うこと。

また、障害復旧の後、その原因と対策について文書で報告すること。

13 受託事業者の留意事項

- (1) 本委託業務に関する責任体制及び従事者の氏名、その他必要な事項を県に通知するものとする。
- (2) 本サイトで使用する上記ソフトウェアの設定・障害対応が十分可能な能力を持ったものを従事者とする。
- (3) 従事者を変更する場合は十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにすること。
- (4) 構築において発生する打ち合わせ内容は議事録を作成し、速やかに提出すること。
- (5) 本サイトの開発環境(開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む)、作業場所、その他必要となる環境については、受託事業者の負担と責任において確保すること。
- (6) 本サイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の一連の業務を委託範囲に含め、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託事業者と県が協議のうえ、これを行うものとする。

- (7) 受託事業者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た業務の一切を漏らしてはならない。
- (8) 受託事業者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙3「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (9) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (10) 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ、定めるものとする。

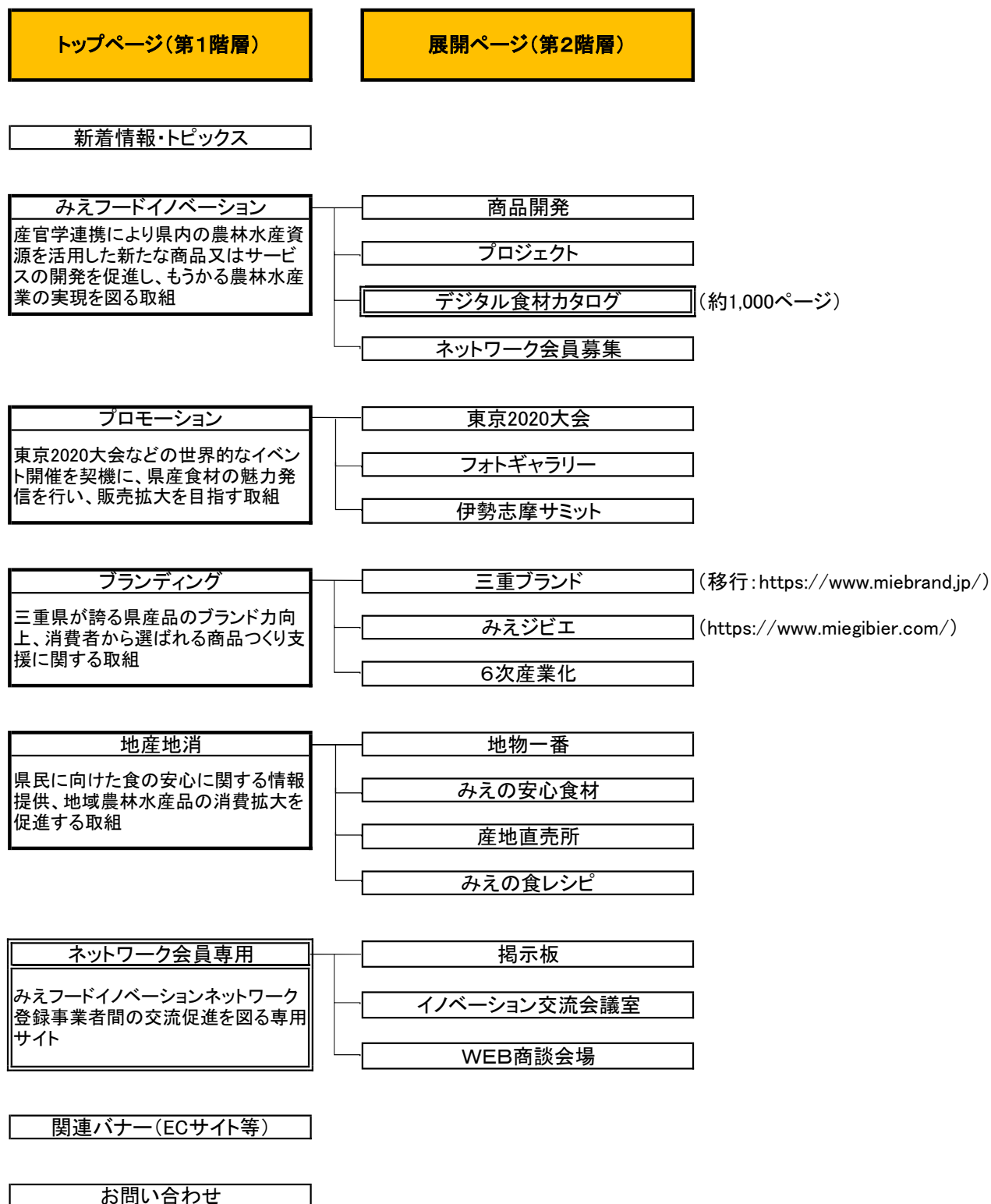
14 著作権

- (1) 本サイト構築に使用する一切のプログラム、プログラム構成部品、データ、素材、納品物件等に関する著作権は、委託契約終了後も県に帰属するものとする。
- (2) 受託事業者が従前より保有している著作物の著作権に関しては受託事業者に帰属するものとするが、県は委託契約後もその使用权及び翻案権を有するものとする。

15 履行場所

三重県庁（三重県津市広明町13番地）
その他、県が指定した場所

サイト構成イメージ図(仮案)



※二重枠は、ID/パスワードでログイン

【デザインについて】

- ・イメージは一例です。メニュー見出し、カテゴリズ、デザイン含めて提案してください。
- ・本ウェブサイトから、「豊かな農林水産資源」、「高級感」をイメージするデザインを基調としてください。

特記仕様書

- 1 受託事業者は、本業務に際し、ウェブサイトの名称、ドメイン名（URL）、IPアドレス及び他者のクラウドサービス等を利用する際はその事業者の名称その他必要とする情報を、あらかじめ三重県農林水産部フードイノベーション課（以下「県」という。）に提出しなければならない。

その際、県は提出されたウェブサイトの構築内容が不適切と考える場合には、受託事業者に対して、変更を含め、適切な対応を求めることができる。
- 2 受託事業者は、本業務に際し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Web アプリケーション）」に準拠するものとする。
- 3 受託事業者は、本業務に際し、当該ウェブサイト又は当該サーバー等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。
- 4 受託事業者は、本業務の際には、サービス開始前及び運用中においては1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を県に報告しなければならない。
- 5 受託事業者は、本業務のプラットフォームとして、他者のクラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。
- 6 県は、本業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断（ポートスキャン、脆弱性検査を含む。）又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- 7 受託事業者は、県が監査を実施するにあたり、必要な対策を速やかに実施しなければならない。

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報に他を漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。